

# 12月は悪質商法撲滅月間です

問い合わせ 産業振興課 商工・農政係 (☎内線440)

悪質商法の被害に遭わないためには、その手口を知っておくことが重要です。福岡県では毎年12月を悪質商法撲滅月間と位置づけ、県内で啓発などの事業を集中的に行っています。

## 悪質商法撲滅月間イベント 消費者啓発パネル展

日時 12月1日(火)～11日(金)  
場所 市役所1階市民ギャラリー  
悪質商法の手口や、対処法などを紹介します。

## 知っておこう！悪質商法の手口

全国の消費生活センターへ相談が多く寄せられている悪質商法を紹介します。心当たりはありませんか？

### 点検商法

高齢者は  
特に注意！

点検商法とは「無料で点検する」と言って突然訪問し、点検後に事実とは違う結果報告などをして消費者を不安にさせ、高額な商品やサービスを契約させる悪質商法です。特に排水管や床下のシロアリ駆除、屋根など、自分では簡単に確認できない場所の点検商法の被害が多く報告されています。



#### 対策

安易に応じないこと。その場で契約せず、依頼するときは複数の会社から見積もりを取って決めましょう。

### 催眠(SF)商法

高齢者は  
特に注意！

日用品や食料品などをただ同然で配布すると宣伝し、閉め切った会場に参加者を集めます。熱狂的な雰囲気会場内で演出し、催眠状態にした参加者に結果、高額な健康食品や健康グッズなどを購入させる手口です。



#### 対策

会場に入ると途中で抜け出すことが難しくなります。安易に会場に行かないようにしましょう。

### サイドビジネス商法

若者は  
特に注意！

SNSなどで「1日10分の作業で〇〇万稼げる」や「誰でも簡単にもうける」などの広告や書き込みなどを見て連絡すると、サイドビジネスを始めるために「登録料」や「もうかるノウハウを教える商材」などの名目で高額な金銭を要求されます。実際に契約をしても、思うような収入は得られず、高額な支払いだけが残るケースがほとんどです。



#### 対策

もうかるためにお金を払うという話はまずは疑いましょう。

悪質商法の被害にあっても、クーリング・オフ制度などを利用し、被害を回復できることがあります。クーリング・オフには決められた期間がありますので、1日でも早い相談が解決につながります。まずは消費生活センターへ相談してください。

## 消費者ホットライン『188(いやや!)]

消費者ホットラインは、最寄りの消費生活相談窓口につながる全国共通3桁の電話番号です。土・日曜、祝日も、市区町村や都道府県の消費生活センターなどが開所していない場合、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始(12月29日～1月3日)を除いて原則毎日利用できます。

消費生活相談でどこに相談してよいか分からない場合には、消費者ホットラインをご利用下さい。



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン

## 太宰府市消費生活センター

相談日時 月～金曜日(祝日・振替祝日・年末年始を除く)  
午前9時30分～午後4時(正午～午後1時は昼休み)  
場所 市役所2階 消費生活相談室

電話での相談は内線348まで